

1 漆器製造1級技能検定試験の基準及びその細目

(1) 技能検定試験の基準

イ 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

ロ 試験の程度

漆器製造の職種における上級の技能者が通常有すべき技能の程度を基準とする。

(2) 技能検定試験の基準の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 漆器製造一般</p> <p>漆器素地の製造の方法</p> <p>漆塗装の目的、種類及び方法</p> <p>加飾の目的、種類及び方法</p> <p>2 材 料</p> <p>木材及び合板の種類、規格、性質及び用途</p> <p>木材及び合板以外の漆器素地用材料の種類、規格、性質及び用途</p> <p>漆の木の特徴及び原料漆液の採取法</p> <p>原料漆液の精製法</p> <p>精製漆の種類、組成、性質</p>	<p>次に掲げる漆器素地の製造の方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 板物漆器素地 (2) ^{ひき}挽物漆器素地</p> <p>(3) 曲物漆器素地</p> <p>1 漆塗装の目的及び種類について一般的な知識を有すること。</p> <p>2 次に掲げる漆塗装の方法及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 漆下塗り (2) 漆塗り立て (3) ろいろ塗り</p> <p>加飾の目的、種類及び方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 木材の種類及び性質について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 合板の種類、規格、性質及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 接着剤の種類、規格、性質及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 緊結材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げる材料の種類、性質及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 木質材 (2) 合成樹脂 (3) 竹及び藤 (4) 金属</p> <p>(5) 陶器 (6) 乾漆 (7) 紙 (8) 皮</p> <p>漆の木の特徴及び原料漆液の採取法について一般的な知識を有すること。</p> <p>原料漆液の精製法について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 精製漆の組成について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>及び用途</p> <p>薄め剤及び溶剤の種類、性質及び用途</p> <p>漆塗装用補助材料の種類及び用途</p> <p>金具類の種類、用途及び取付けの方法</p> <p>3 製 図 日本工業規格に定める図示法及び材料記号</p> <p>4 意匠図案 漆器の意匠図案 色 彩</p> <p>5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>6 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれかの科目</p>	<p>2 次に掲げる精製漆の種類、性質及び用途について詳細な知識を有すること。 (1) 生 漆 (2) 透 漆 (3) 黒 漆</p> <p>薄め剤及び溶剤の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる漆塗装用補助材料の種類及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 顔 料 (2) 染 料 (3) 下地用材料 (4) 研磨用材料 (5) ろ 紙 (6) 加飾用材料</p> <p>金具類の種類、用途及び取付けの方法について概略の知識を有すること。</p> <p>日本工業規格（J I S）に定める図示法及び材料記号について一般的な知識を有すること。</p> <p>漆器の基本的な意匠図案について一般的な知識を有すること。 色の調和及び効果について概略の知識を有すること。</p> <p>1 漆器製造作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器工具及び原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2) 有害物抑制装置又は保護具の性能及び取り扱い方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 漆器製造作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他漆器製造作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（漆器製造作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>イ 板物漆器素地製造法</p> <p>漆器素地製造用木工機械の種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>漆器素地製造用関連設備の種類及び用途</p> <p>漆器素地製造用器工具の種類、規格、用途及び使用方法</p> <p>板物漆器素地製造に使用する器工具の調整及び使用の方法</p> <p>選木の方法</p> <p>木材の乾燥の方法</p> <p>木取りの方法</p> <p>板物漆器素地の寸法取り</p> <p>板物漆器素地の種類、規格及び構造</p>	<p>漆器素地製造用木工機械に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>イ 木工のこ盤 ロ かな盤 ハ ほぞ取り盤</p> <p>ニ 木工せん孔盤 ホ 木工旋盤 ヘ 研磨機</p> <p>ト 木工工具研削機 チ 木工用プレス リ ルータ</p> <p>(2) 木工機械に付属する治工具の使用方法及び手入れの方法</p> <p>(3) 木工機械の電動機及び動力伝導装置の種類及び特徴</p> <p>次に掲げる漆器素地製造用関連設備の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 乾燥設備 (2) 除じん設備 (3) 運搬設備</p> <p>(4) 焼却設備 (5) その他の関連設備</p> <p>漆器素地製造に使用する器工具に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 定規及び計測器の種類及び用途 (2) 手工具の種類及び用途</p> <p>(3) 電動工具及び空圧工具の種類、用途、調整方法及び操作方法</p> <p>(4) 研磨用工具の種類、規格、用途及び使用方法</p> <p>次に掲げる板物漆器素地に使用する器工具の調整及び使用の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) のこぎり (2) かな (3) のみ (4) け引き</p> <p>(5) やすり (6) 固定具 (7) 測定器具 (8) きり</p> <p>(9) 木づち及び金づち (10) 小刀 (11) といし (12) その他</p> <p>漆器素地の使用方法に応じた選木の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の乾燥の方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定</p> <p>木材の状態に応じた墨付け及び木取りの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる板物漆器素地の寸法取りについて詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 図面に基づく寸法取り (2) 模型に基づく寸法取り</p> <p>次に掲げる板物漆器素地の種類、規格及び構造について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 食器類等</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>板物漆器素地の面及びくり形の種類及び工作法</p> <p>板物漆器素地の接合方法</p> <p>板物漆器素地の金具類の取付けの方法</p> <p>漆器素地製造作業における養生</p> <p>ロ 挽物漆器素地製造法</p> <p>漆器素地製造用木工機械の種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>漆器素地製造用関連設備の種類及び用途</p> <p>漆器素地製造用器工具の種類、規格、用途及び使用方法</p>	<p>イ 重箱 ロ 盆 ハ 皿 ニ 弁当箱 ホ 膳 ヘ 箸</p> <p>(2) 家具、調度品類等</p> <p>イ 机 ロ 置台 ハ 飾棚 ニ 引出物 ホ 額 ヘ 衡立 ト 花器 チ 座卓 リ 箱</p> <p>板物漆器素地の面及びくり形の種類及び工作法について詳細な知識を有すること。</p> <p>接合に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 組手及び継手の加工方法</p> <p>(2) 次の接合の種類、適用箇所及び方法</p> <p>イ ほぞ、組手等による接合</p> <p>ロ 板はぎ及び長さはぎによる接合</p> <p>ハ くぎ、ねじ及びだぼによる接合</p> <p>(3) 用途に応じた接合の選定及び組合せ</p> <p>板物漆器素地の金具類の取付けの方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>漆器素地製造作業における養生について詳細な知識を有すること。</p> <p>漆器素地製造用木工機械に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>イ 木工のこ盤 ロ かな盤 ハ ほぞ取り盤 ニ 木工せん孔盤 ホ 木工旋盤 ヘ 研磨機 ト 木工工具研削盤 チ 木工用プレス リ ルータ</p> <p>(2) 木工機械に付属する治工具の使用方法及び手入れの方法</p> <p>(3) 木工機械の電動機及び動力伝導装置の種類及び特徴</p> <p>次に掲げる漆器素地製造用関連設備の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 乾燥設備 (2) 除じん設備 (3) 運搬設備 (4) 焼却設備 (5) その他の関連設備</p> <p>漆器素地製造に使用する器工具に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 定規及び計測器の種類及び用途 (2) 手工具の種類及び用途 (3) 電動工具及び空圧工具の種類、用途、調整方法及び操作方法</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>ひき 挽物漆器素地製造に使用する器工具の調整及び使用の方法</p> <p>選木の方法</p> <p>木材の乾燥の方法</p> <p>木取りの方法</p> <p>ひき 挽物漆器素地の寸法取り</p> <p>ひき 挽物漆器素地の種類、規格及び構造</p> <p>ひき 挽物漆器素地のろくろ挽き作業の方法</p> <p>漆器素地製造作業における養生</p> <p>ハ 曲物漆器素地製造法</p> <p>漆器素地製造用木工機械の種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>漆器素地製造用関連設備</p>	<p>(4) 研磨用工具の種類、規格、用途及び使用方法 次に掲げる挽物漆器素地に使用する器工具の調整及び使用の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) かな (2) きさげ (3) 測定器 (4) 固定器具 (5) かな台 (6) といし (7) 火造り用具</p> <p>漆器素地の使用方法に応じた選木の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の乾燥の方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定</p> <p>木材の状態に応じた墨付け及び木取りの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる挽物漆器素地の寸法取りについて詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 図面に基づく寸法取り (2) 模型に基づく寸法取り</p> <p>次に掲げる挽物漆器素地の種類、規格及び構造について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 食器類等 イ 椀 ロ 盆 ハ 皿 ニ 丸形重箱 ホ 丸形弁当箱 ヘ 酒器 ト 鉢 チ 櫃</p> <p>(2) 家具、調度品類 イ 丸卓 ロ たかつき ハ 花器 ニ 燭台</p> <p>挽物漆器素地のろくろ挽き作業の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>漆器素地製造作業における養生について詳細な知識を有すること。</p> <p>漆器素地製造用木工機械に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類、構造、機能及び使用方法 イ 木工のご盤 ロ かな盤 ハ ほぞ取り盤 ニ 木工せん孔盤 ホ 木工旋盤 ヘ 研磨機 ト 木工工具研削盤 チ 木工用プレス リ ルータ</p> <p>(2) 木工機械に付属する治工具の使用方法及び手入れの方法</p> <p>(3) 木工機械の電動機及び動力伝導装置の種類及び特徴</p> <p>次に掲げる漆器素地製造用関連設備の種類及び用途について概略</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>の種類及び用途</p> <p>漆器素地製造用器工具の種類、規格、用途及び使用方法</p> <p>曲物漆器素地製造に使用する器工具の調整及び使用の方法</p> <p>選木の方法</p> <p>木材の乾燥の方法</p> <p>木取りの方法</p> <p>曲物漆器素地の寸法取り</p> <p>曲物漆器素地の種類、規格及び構造</p> <p>曲物漆器素地の曲輪用板材の製作の方法</p> <p>曲物漆器素地の曲輪加工</p>	<p>の知識を有すること。</p> <p>(1) 乾燥設備 (2) 除じん設備 (3) 運搬設備 (4) 焼却設備 (5) その他の関連設備</p> <p>漆器素地製造に使用する器工具に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 定規及び計測器の種類及び用途 (2) 手工具の種類及び用途 (3) 電動工具及び空圧工具の種類、用途、調整方法及び操作方法 (4) 研磨用工具の種類、規格、用途及び使用方法</p> <p>次に掲げる曲物漆器素地製造に使用する器工具の調整及び使用の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) な た (2) のこぎり (3) け引き (4) かんな (5) せん及びへぎぼうちょう (6) ごろ (はた) (7) 固定具 (8) 小 刀 (9) き り (10) こ て (11) ぶんまわし (12) の み (13) 木づち及び金づち (14) あて木 (15) 煮沸釜</p> <p>漆器素地の使用方法に応じた選木の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の乾燥の方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定</p> <p>木材の状態に応じた墨付け及び木取りの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる曲物漆器素地の寸法取りについて詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 図面に基づく寸法取り (2) 模型に基づく寸法取り</p> <p>次に掲げる曲物漆器素地の種類、規格及び構造について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 重 箱 (2) 盆 (3) せいろ (4) 弁当箱 (5) 鉢 (6) 菓子器 (7) 水 指 (8) 建 水 (9) 盃 (10) ひしゃく (11) コースター (12) 湯 桶 (13) 飯びつ (14) 茶びつ</p> <p>曲物漆器素地の曲輪用板材の製作の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる曲物漆器素地の曲輪加工の方法について詳細な知識を</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>の方法</p> <p>曲物漆器素地のふた板及び底板の製作の方法</p> <p>曲物漆器素地の組立て</p> <p>漆器素地製造作業における養生</p> <p>ニ 漆下塗り法</p> <p>漆塗装に使用する機械、装置及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p>漆器素地調整の方法</p> <p>漆塗装の色彩</p> <p>漆の調合及び色合せの方法</p> <p>漆下塗りの工程</p>	<p>有すること。</p> <p>(1) 素材の選別 (2) 寸法決め (3) 墨付け (4) はぎ取り (5) はぎ面仕上げ (6) つま取り (7) 煮沸 (8) 曲げ (9) 曲型調整 (10) 曲輪乾燥 (11) 接着 (12) 樺縫 (13) ひき曲げ</p> <p>曲物漆器素地のふた板及び底板の製作の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>曲物漆器素地の組立てについて詳細な知識を有すること。</p> <p>漆器素地製造作業における養生について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる漆塗装用機械の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) サンダー (2) ポリッシャ (3) バフ (4) スプレーガン</p> <p>2 次に掲げる漆塗装用装置の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 漆乾燥室(うるしぶろ) (2) 漆回転乾燥室(回転ぶろ)</p> <p>3 次に掲げる漆塗装用器工具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) はけ (2) へら (3) 塗師小刀 (4) ろ過用具 (5) 定盤 (6) 油つぼ (7) 計測器</p> <p>次に掲げる漆器素地調整の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 研磨 (2) 着色 (3) 欠陥の調整</p> <p>1 次に掲げる色彩の用語の意味について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 色相 (2) 明度 (3) 彩度 (4) 寒色及び暖色 (5) 膨張色及び収縮色 (6) 面積効果 (7) 明度対比 (8) 色相対比 (9) 色の軽重感 (10) 補色</p> <p>2 日本工業規格に定める色の表示方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>漆の調合及び色合せの方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 漆器素地及び漆上塗りの種類に応じた適切な漆下塗りの工程について詳細な知識を有すること。</p>